第九条第一項の表都道府県の項第五号2中「平成二十三年二月十五日付け統発第〇二一五第四号及び第五号」を「平成二十四年三月二日付け統発第〇三〇二第一号、第二号及び第三号」に、「次世代育成支援対策交付金」を「子育て支援交付金」に、「別表2」を「別表7」に、「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同号6中「修正後子ども数（従来分）」を「修正後子ども数（平成二十四年二月・三月従来分）」に改め、同号7中「修正後子ども数（平成二十三年度前期地方公務員分）」を「修正後子ども数（平成二十四年二月・三月地方公務員分）」に、「三・六」を「六・〇」に、「九・六」を「六・〇」に、「特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み」の数に十五・六を「特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み」の数に十八・〇」に、「小学校修了前所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み」の数に十

算式イ(7)

$$\frac{B \times 0.554}{A}$$

算式イ(7)の符号

A　測定単位の数値

B　修正後児童数（平成24年６月から平成25年１月被用者・非被用者分）

算式ウ

$$\frac{B \times 1.497}{A}$$

算式ウの符号

A　測定単位の数値

B　児童扶養手当支給者数

算式ヰ(1)

$$\frac{B \times 31.22}{A}$$

算式ヰ(1)の符号

A　測定単位の数値

B　障害福祉サービスのうち新体系居住系サービス利用者数

算式ヰ(2)

$$\frac{B \times 36.65}{A}$$

算式ヰ(2)の符号

A　測定単位の数値

B　障害福祉サービスのうち新体系日中活動系サービス利用者数

算式ヰ(3)

$$\frac{B \times 81.67}{A}$$

算式ヰ(3)の符号

A　測定単位の数値

B　障害福祉サービスのうち旧体系施設入所・通所利用者数

算式の符号

a　指定都市及び中核市の区域以外の区域に係る前年度私立保育所支弁額

b　指定都市及び中核市の区域以外の区域に係る前年度私立保育所徴収額

c　指定都市及び中核市の区域以外の区域に係る前年度私立保育所入所人員

算式イ(1)

$$\frac{B \times 0.146}{A}$$

算式イ(1)の符号

A　測定単位の数値

B　修正後子ども数（平成24年２月・３月従来分）

算式イ(2)

$$\frac{B \times 0.131}{A}$$

算式イ(2)の符号

A　測定単位の数値

B　修正後子ども数(平成24年２月・３月地方公務員分)

算式イ(3)

$$\frac{B \times 0.107}{A}$$

算式イ(3)の符号

A　測定単位の数値

B　修正後子ども数（平成24年２月・３月被用者・非被用者分）

算式イ(4)

$$\frac{B \times 0.135}{A}$$

算式イ(4)の符号

A　測定単位の数値

B　修正後児童数（平成24年４月・５月地方公務員分）

算式イ(5)

$$\frac{B \times 0.138}{A}$$

算式イ(5)の符号

A　測定単位の数値

B　修正後児童数（平成24年４月・５月被用者・非被用者分）

算式イ(6)

$$\frac{B \times 0.541}{A}$$

算式イ(6)の符号

A　測定単位の数値

B　修正後児童数（平成24年６月から平成25年１月地方公務員分）